

平成十六年政令第三百十号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律施行令

内閣は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号）第六条第二項及び第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（病院又は診療所に準ずる機関）第一条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行ふ者に限る。）

（精神保健判定医名簿への記載）第二条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を法第六条第二項の名簿（以下「精神保健判定医名簿」という。）に記載するものとする。

一 法第六条第二項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する際に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第十八条第一項の規定による指定を受けている者であつて、当該精神保健判定医名簿を送付する

年度の前年度の末日において、厚生労働省令で定める期間以上の期間当該指定を受けていたもの

二 次のいずれかに該当する者

イ 精神保健福祉法第二十七条第一項若しくは第二項、第二十九条の二第一項又は第二十九条の四第二項の規定による診察に従事した経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者であつて、厚生労働省令で定める研修（当該精神保健判定医名簿を送付する年の十一月一日前三年以内に行われたものに限る。）の課程を修了したもの

ロ 精神保健審判員として、法第四十二条第一項、第五十一条第一項、第五十六条第一項又は第六十一条第一項の裁判をした経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する

ハ 法第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項に規定する鑑定を行つた経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

（精神保健参与員候補者名簿への記載）第三条 厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を法第十五条第二項の名簿（以下「精神保健参与員候補者名簿」という。）に記載するものとする。

一 法第十五条第二項の規定に基づき精神保健参与員候補者名簿を送付する際現に精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）第二十八条の規定による登録を受けている者

二 次のいずれかに該当する者

イ 当該精神保健参与員候補者名簿を送付する年度の前年度の末日において、精神保健福祉士法第二十八条の規定による登録を受けて同法第二条に規定する相談援助の業務に従事している期間が厚生労働省令で定める期間以上である者であつて、厚生労働省令で定める研修（当該精神保健参与員候補者名簿を送付する年の十一月一日前三年以内に行われたものに限る。）の課程を修了したもの

口 精神保健參與員として、法第三十六条（法第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により審判に関与した経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

二 厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、精神保健参与員候補者名簿に記載することができる。

（精神保健判定医名簿及び精神保健参与員候補者名簿の送付）第四条 厚生労働大臣は、毎年十一月一日までに、法第六条第二項の規定に基づく精神保健判定医名簿の送付及び法第十五条第二項の規定に基づく精神保健参与員候補者名簿の送付をしなければならない。

（社会復帰調整官の資格）第五条 法第二十条第三項の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 精神保健福祉士

二 次のイからニまでに掲げる者であつて、精神障害者に関する当該イからニまでに定める業務に従事した経験を有するもの

イ 保健師 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二条に規定する業務

ロ 看護師 保健師助産師看護師法第五条に規定する業務

ハ 作業療法士 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第二百三十七号）第二条第四項に規定する業務

二 社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する業務

三 法務大臣が前二号に掲げる者と同等以上の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有するとの認める者

（医療に関する審査機関）第六条 法第八十四条第三項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第二十一条第一項に規定する特別審査委員会及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。

（入院対象者を外出させることができる場合）第七条 法第一百条第一項第三号の政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者（以下「入院対象者」という。）に適切な精神障害の医療を受けさせるために他の医療施設に通院させる必要がある場合

二 入院対象者の近親者の葬式へ出席する場合、近親者が負傷又は疾病により重態であつて当該入院対象者を訪問させることが適当であると認められる場合その他の社会生活上重要な用務がある場合であつて、当該入院対象者が入院している指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、当該入院対象者の症状に照らし支障がないと認められるとき。

（入院対象者を外泊させることができる場合）第八条 法第一百条第一項第二号の政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 入院対象者に適切な精神障害の医療を受けさせるために他の医療施設に入院させる必要がある場合

二 入院対象者の近親者の葬式へ出席する場合、近親者が負傷又は疾病により重態であつて当該入院対象者を訪問させることができると認められる場合その他の社会生活上重要な用務

第三条 平成十九年において法第六条第二項の規定に基づき送付する精神保健判定医名簿に記載すべき者の要件に係る第二条第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「三年」とあるのは、「四年」とする。

(精神保健参与員候補者名簿への記載に関する経過措置)

第四条 平成十六年において法第十五条第二項の規定に基づき送付する精神保健参与員候補者名簿については、第三条の規定にかかるらず、厚生労働大臣は、当該精神保健参与員候補者名簿を送付する際に精神保健福祉士法第二十八条の規定による登録を受けている者であつて、平成十六年三月三十一日において、同条の規定による登録を受けて同法第二条に規定する相談援助の業務に従事している期間が第三条第一項第二号イの厚生労働省令で定める期間以上であるもののうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を当該精神保健参与員候補者名簿に記載するものとする。

第五条 前項の精神保健参与員候補者名簿については、厚生労働大臣は、同項に該当する者のほか、当該者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、当該精神保健参与員候補者名簿に記載することができる。

第六条 第三条第一項第二号イ及び前条第一項の相談援助の業務に従事している期間には、当分の間、精神保健福祉士法の施行前において同法第二条に規定する相談援助の業務に従事している期間を算入することができる。

第七条 平成十九年において法第十五条第二項の規定に基づき送付する精神保健参与員候補者名簿に記載すべき者の要件に係る第三条第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「三年」とあるのは、「四年」とする。

附 則 (平成一七年七月六日政令第二二三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の施行の日（平成十七年七月十五日）から施行し、改正後の第十条第二項の規定は、指定入院医療機関の円滑な運営を期すためにこの政令の施行前に支弁された指定入院医療機関の運営に要する費用（平成十七年度において支弁されたものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る）についても、適用する。

附 則 (平成一八年一月二十五日政令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月一八日政令第五号) 抄

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一一月七日政令第三〇七号) 抄

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日政令第一三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。